

八千代町公式ホームページ広告掲載取扱要綱

平成 24 年 3 月 30 日
訓令第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、八千代町公式ホームページ(以下「町ホームページ」という。)に掲載する広告の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(取扱基準)

第 2 条 掲載できる広告は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 公共性及びその品位を損なうおそれのないものであること。
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)の適用を受ける業種に該当しないものであること。
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人宣伝に係るものでないこと。
- (4) 公の秩序又は善良な風俗に反しないものであること。
- (5) その他公益上特に支障がないと町長が認めたものであること。

(広告表示方法)

第 3 条 広告の表示方法は、バナー広告とし、掲載するための料金は、別表 1 のとおりとする。

(広告の掲載位置及び順)

第 4 条 広告の掲載位置は、町ホームページのトップ画面で、町の指定する位置及び順とする。

(広告掲載期間)

第 5 条 広告を掲載する期間は、1 箇月を単位とし、1 年間を上限とする。ただし、再掲載は妨げない。

(広告掲載の申請及び決定)

第 6 条 広告の掲載をしようとする者(以下「申請者」という。)は、公式ホームページ広告掲載申込書(様式第 1 号)を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の申込書を受理したときは、速やかに審査し、広告掲載・不掲載決定通知書(様式第 2 号)により、その結果を申請者に通知するものとする。
- 3 申請者に町税の滞納が確認された場合は掲載しないものとする。
- 4 第 2 項により審査した結果、申請が町の設定する広告枠を上回る場合は、広告掲載期間が長い広告を優先するものとし、掲載期間が同一の場合は、抽選により決定するものとする。

(広告掲載料金及び納付方法)

第 7 条 広告掲載料金は、別表 1 のとおりとする。

- 2 広告掲載期間中、町のサーバー等のメンテナンス以外でホームページを閉鎖したときは、その時間に応じ、別表 2 のとおり掲載期間を延長するものとする。
- 3 広告掲載料金の納付は、掲載決定後、期限内に町の発行する納付書により一括納入又は、町の指定する口座へ振り込む(振込み手数料は広告主負担)ものとする。

(広告の作成及び経費負担)

第 8 条 広告の作成は、広告を掲載することを承認された者(以下「広告主」という。)において作成し、その費用はすべて広告主が負担するものとする。

(広告主の責任)

第9条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

(広告掲載の取消し)

第10条 町長は、広告の掲載に支障があると認められたとき、又は広告掲載料金を納付しなかつたときは、当該掲載を取り消すことができる。

(広告掲載料金の還付)

第11条 既に納付された広告掲載料金は、還付しない。ただし、町の都合により広告掲載ができなくなったときは、還付することができる。

(雑則)

第12条 この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年5月1日から施行する。

別表1(第3条関係)

広告基本掲載料

規格(1枠につき)	掲載期間	掲載料金 (税込額)
大きさ：縦60ピクセル×横150ピクセル 容量：10KB以内 形式：GIF又はJPG	1箇月間	5,000円
	3箇月間	13,500円
	6箇月間	24,000円
	12箇月間	36,000円

掲載期間が長い契約者については割引料金を適用する。

別表2(第7条関係)

町のサーバーメンテナンス以外でホームページを閉鎖した時間が生じたとき

閉鎖した時間	延長する期間
1時間以上24時間以内	1日
24時間を超え48時間以内	2日
48時間を超え72時間以内	3日
72時間を超え96時間以内	4日
96時間を超えたとき	閉鎖した日数+1日